資料９

平成 27 年８月 18 日

介護保険サービス事業所等管理者　様

広島県健康福祉局地域福祉課長
（〒730-8511　広島市中区基町 10-52）

介護支援専門員の有効期間満了日の確認について（通知）

平素は，本県健康福祉行政に御協力をいただき，感謝を申し上げます。

さて，介護支援専門員の資格については，５年ごとの更新制度となっております。

このため，介護支援専門員証の有効期間が満了した後は，介護支援専門員の業務を行うことができません。

仮に，有効期間が満了した後も介護支援専門員の業務を実施した場合は，介護支援専門員の登録が消除され，その後５年間は介護支援専門員としての業務ができないこととなっています。

また，介護支援専門員の有効期間が過ぎて介護支援専門員としての業務を実施した場合は，介護報酬の減算になるほか，人員等の基準違反にも該当することとなります。

介護支援専門員がおられる事業所等の管理者におかれましては，従業者への適切な管理といった観点から，普段より十分に注意していただくとともに，別添チラシを活用し介護支援専門員にも注意喚起をしていただきますよう，よろしくお願いします。

介護保険事業者指導グループ
電話　082-513-3208
FAX　082-223-3572
（担当　渡邊，角田）

介護支援専門員の皆様
事業所管理者の皆様

介護支援専門員の資格は５年ごとの更新制度です（H18.4.1~）

「介護支援専門員証」の有効期間満了日をご確認願います

★現任の介護支援専門員の皆様方におかれましては，必ずお手元の介護支援専門員証の有効期間満了日をご確認いただき，更新手続き漏れがないようご注意ください。
【 介護支援専門員証，有効期間等についてのお問合せ先：広島県地域福祉課　TEL082-513-3208 】

【要確認】

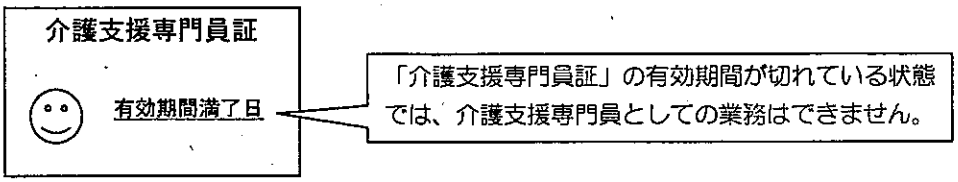

①介護支援専門員証の有効期間満了日はいつですか？
②更新に必要な研修を受けていますか？

？もしも介護支援専門員証の有効期間満了日が過ぎてしまったら…？

介護支援専門員証の有効期間が過ぎた後，介護支援専門員としての業務を行った場合，**介護保険法により介護支援専門員としての登録が消除され，５年間は，介護支援専門員としての業務はできません**のでご注意願います。（根拠：介護保険法第６９条の３９第３項）

介護支援専門員の更新手続きに漏れがないようご注意願います

事業所管理者の方も定期的に有効期間満了日を確認するなど特にご注意願います

※介護支援専門員の登録内容・研修の修了履歴の確認，更新手続き等については，
広島県地域福祉課にお問い合わせください。
ＴＥＬ：082-513-3208　　受付時間　8：30～17：15（12：00～13：00 を除く）

【参考：介護支援専門員に関する研修等の指定機関一覧】

区分	実施機関	電話番号
◆更新・専門研修課程Ⅰ・Ⅱ ◆主任介護支援専門員研修	広島県介護支援専門員協会	082-555-1450
◆実務従事者基礎研修	広島県シルバーサービス振興会	082-254-9699
◆実務未経験者の更新研修・再研修・実務研修 ◆実務研修受講試験	広島県社会福祉協議会 （研修開発課）	082-505-2070

【広島県・一般社団法人広島県介護支援専門員協会】